

寄 附 行 為

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人とよなか男女共同参画推進財団と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人の事務所は、大阪府豊中市玉井町1丁目1番1-501号に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、豊中市及び関係団体等と連携をとりながら、豊中市域において社会のあらゆる分野へ男女の均等な参画の推進及び男女の人権の確立を図る事業を行い、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供
- (2) 性別に起因する人権の侵害及び悩みに関する相談
- (3) 男女共同参画社会の実現をめざす市民活動の支援及び交流の場の提供
- (4) 男女共同参画の推進のための講座等の開催及び啓発の実施
- (5) 男女共同参画の推進に関する調査及び研究
- (6) 前各号に掲げる事業及び施設の管理運営の受託に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資 産 ， 会 計 及 び 事 業 計 画

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品

- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 この法人の資産は、基本財産と運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第 7 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他安全かつ確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第 8 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事数の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ大阪府知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 9 条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 10 条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、毎会計年度前に理事会の議決を経て、大阪府知事に届け出なければならない。これらを変更しようとする場合も、同様とする。

(暫定予算)

第 11 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、当該会計年度終了後3か月以内に大阪府知事に届け出なければならない。

(特別会計)

第13条 この法人は、事業の必要があるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計は、第10条の予算及び第12条の決算に計上しなければならない。

(長期借入金)

第14条 この法人が資金の借入をしようとするときは、当該会計年度の収入をもって償還する短期の借入れを除き、理事会において理事数の3分の2以上の議決を得、かつ、大阪府知事の承認を得なければならない。

(剰余金の処理)

第15条 毎年度の損益計算上剰余金が生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

ただし、理事会の議決により、その全部又は一部を基本財産に繰り入れることができる。

(会計年度)

第16条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(役員)

第17条 この法人に次に掲げる役員を置く。

- | | |
|----------|--------------------------|
| (1) 理事長 | 1名 |
| (2) 副理事長 | 2名以内 |
| (3) 理事 | 10名以上20名以内(理事長、副理事長を含む。) |
| (4) 監事 | 2名 |

(選 任)

第18条 理事及び監事（以下「役員」という。）は、評議員会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
- 4 理事のいずれか1名とその親族、その他の特別な関係にある者の合計数は、理事数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事は、相互に親族その他の特別な関係にある者であってはならない。
- 6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を大阪府知事に届け出なければならない。
- 7 監事に異動があったときは、遅滞なく大阪府知事に届け出なければならない。

(役員の仕事)

第19条 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は大阪府知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会を招集すること。

(役員の仕事)

第20条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期满了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の仕事)

第21条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事数及び評議員数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

ただし、理事会及び評議員会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(役員報酬等)

- 第22条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理 事 会

(理事会)

- 第23条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

- 第24条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(種類及び開催)

- 第25条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
 - (3) 監事が第19条第3項第4号の規定により招集したとき。

(招 集)

- 第26条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号の規定による場合は、監事が招集する。
- 2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長があたる。

(定足数)

第28条 理事会は、理事数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 理事会の議事は、この寄附行為で別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事数

(3) 出席した理事の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記すること。）

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議に出席した理事の中から選任された議事録署名人2人以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第32条 この法人に、10名以上25名以内の評議員を置く。

ただし、評議員数は、理事数以上とする。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

- 3 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 4 第20条から第22条までの規定、評議員について準用する。この場合において第20条から第22条までの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

- 第33条 評議員会は、評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、理事長が招集する。ただし、第19条第3項第4号の規定による報告のため必要なときは、監事が招集する。
 - 3 評議員会の議長は、評議員の互選による。
 - 4 評議員会は、第8条、第10条、第12条から第14条及び第36条から第38条までの規定に関する事項について意見を述べる。
 - 5 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事会の諮問に応じ、この法人の運営の基本方針その他の重要事項について審議し、助言する。
 - 6 第26条第3項及び第28条から第31条までの規定は、評議員会について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
 - 7 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 事 務 局

(事務局)

- 第34条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に館長並びに事務局長その他の職員を置く。
 - 3 事務局の職員は、理事長が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

- 第35条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えておかなければならない。
- (1) 寄附行為
 - (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
 - (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
 - (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第36条 この寄附行為は、理事会において理事数の4分の3以上の議決を得、かつ、大阪府知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第37条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事数の4分の3以上の議決を得、大阪府知事の承認のあったときに解散する。

(残余財産の処分)

第38条 解散後の残余財産は、理事会の議決を経て、大阪府知事の認可を得、豊中市に寄附するものとする。

第8章 補 則

(委任)

第39条 この寄附行為の施行について必要な事項は、この寄附行為に定めるほか、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1. この寄附行為は、大阪府知事の設立許可があった日から施行する。
2. この法人の設立初年度の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、設立許可があった日から平成13年3月31日までとする。
3. この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
4. この法人の設立当初の役員及び評議員は、第18条第1項及び第2項並びに第32条第2項の規定にかかわらず設立者が選任するものとし、その任期は、第20条第1項（第32条第4項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず平成14年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為は，大阪府知事の変更認可があった日から施行する。

(平成 20 年 3 月 25 日 大阪府指令男女共第 1742 号)